

苦情解決制度について

ひいらぎ保育園
園長 小原章

ひいらぎ保育園では保育園を利用するにあたりましてお気づきのことやご意見・ご要望などがございましたらご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。保育のことについてのお悩みや、ご意見、ご要望は送迎時に保育士と直接お話ししていただいて、その旨をお伝え下さいますようお願い申し上げます。

保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることが出来ず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。子どもを育てていくということには、両者が忌憚なく話し合えることが大変重要だと思っています。お気づきのこと、不快なこと、改善してほしいことがございましたら、何なりとお申し出下さい。

子どもは保護者の皆様と相互理解を深め、より良い保育園になるよう最大限の努力をはらっていくつもりです。

なお、ひいらぎ保育園ではこのようなご意見を戴くとき、職員の誰でもご意見を賜りますが、担任等の対応ではどうしても納得いかない事項につきましては苦情解決制度を整備いたしております。担当者と責任者を設け対応いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、この担当者と責任者との話し合いでもご納得のいかない方は、当保育園と第三者の関係にあります「第三者委員会」を設置して対応しておりますのでご相談ください。

第三者委員の方の連絡先は下記のとおりとなります。また当保育園のホール前の掲示板隣に掲示しておりますのでご覧ください。

苦情解決の受付担当者	・主任保育士 ・副主任保育士
苦情解決の相談対応責任者	・園長
苦情解決第三者委員	・社会福祉法人ひいらぎ福祉会 監事 ・中台地区主任児童委員

以上の仕組みで話し合った結果、ご納得頂けない場合は東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に申し出ることもできます。

福祉サービス適正化委員会

電話番号 03-5283-7020

メールアドレス kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp